

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 42

法令名	かきの処理等に関する衛生条例
根拠条項	第12条
処分の概要	処置命令、営業の停止、営業許可の取消
法令の定め	<p>第12条 知事は、処理業者が第3条第2項、第4条又は第6条の規定に違反した場合においては、処理業者に対し、衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じ、又は第5条第1項の許可を取り消し、若しくは期間を定めて営業を停止することができる。</p> <p>2 知事は、処理業者が第5条第3項の規定による条件に違反した場合においては、同条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業を停止することができる。</p> <p>3 知事は、処理業者が第5条第2項第1号又は第3号に該当するに至った場合においては、同条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業を停止することができる。</p> <p>4 知事は、処理業者がその処理場につき第5条第2項の規定による施設基準の違反した場合においては、処理業者に対しその処理場の整備改善を命じ、又は第5条第1項の許可を取り消し、若しくは期間を定めて営業を停止することができる。</p> <p>5 知事は、採取業者が第3条第1項又は第4条の規定違反した場合においては、採取業者に対し、衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。</p>
処分基準	<p>法令に定める他、次の通知による。</p> <ul style="list-style-type: none">・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領の改正について 平成16年3月31日 食品第10576号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm